

岩手県管理体制整備強化支援事業交付金交付要領を廃止する要領

岩手県管理体制整備強化支援事業交付金交付要領（平成 12 年 10 月 16 日付け農建第 333 号農政部長通知。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧要領の規定に基づき交付された交付金については、なお従前の例による。